

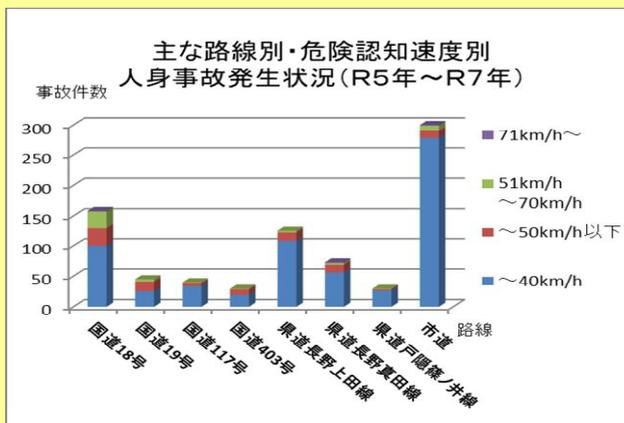
速度取締り指針

長野南警察署の速度取締り重点

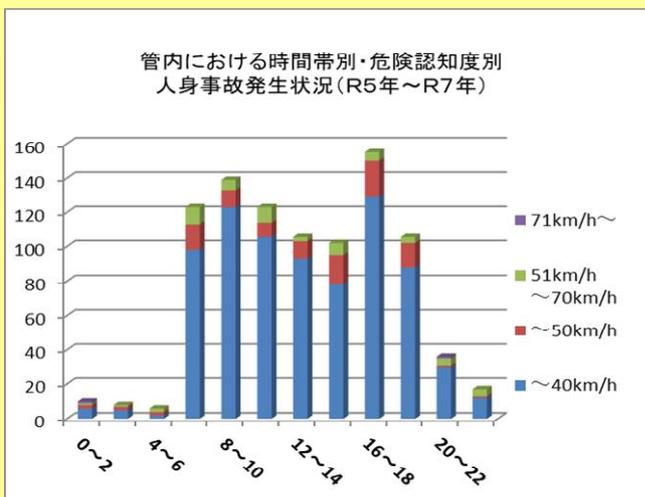
路線	時間帯	区域	規制速度
国道18号	6:00~8:00	篠ノ井	法定
国道19号	14:00~20:00	小松原・山布施	50km/h・法定

- ★ 管内全域で、交差点関連違反等の取締り、パトカーによる警戒活動の実施等、総合的な交通指導取締りを実施します。
- ★ 重点以外の路線・時間帯であっても、発生状況・地域の要望等により、速度取締りを実施します。

長野南警察署管内における交通事故実態



- 主な幹線道路別に過去3年の人身交通事故発生状況を比較すると、市道、国道18号、県道長野上田線における発生件数が多い。
- 危険認知速度別に見ると、国道19号及び18号は発生件数に占める高速度での交通事故割合が高い。



- 過去3年の管内における時間帯別・危険認知速度別人身交通事故発生状況を比較すると、6時~8時、14時~20時の時間帯における高速度での事故が多い。

- 過去3年の死亡事故発生状況を見ると、国道18号では1件(篠ノ井)、国道19号では3件(小松原・山布施)、県道で1件の計5件が発生している。
その内4件は危険認知速度が50km/h以上60km/h以下であり、速度低下による被害軽減が見込まれたものであった。

その他の取締り重点

管内全域で、飲酒・無免許運転等の悪質違反取締りを実施します。

～ 速度取締りの必要性 ～

- ◆ 「交通事故発生を抑止」するため
- ◆ 事故発生時の「被害の軽減」を図るため



「速度取締り」は必要であり、事故発生状況を踏まえ、効果的に実施します。